

滋賀県新型インフルエンザ等対策に関する有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 滋賀県における新型インフルエンザ等対策を的確かつ円滑に推進するため、滋賀県新型インフルエンザ等対策に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次の事項について協議し、必要な意見を述べるものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第7条第3項および同条第9項の規定に基づく意見
- (2) 前号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るために必要な意見

(組織)

第3条 有識者会議は、新型インフルエンザ等対策に関する学識経験等を有する者15名以内の委員で構成する。

- (1) 委員は、知事が依頼する。
- (2) 有識者会議には座長を置く。
- (3) 座長は、委員の内から互選で選任する。
- (4) 座長は、会議の議事を運営する。
- (5) 座長代理は、委員の内から座長が指名する。
- (6) 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- (7) 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(庶務)

第5条 有識者会議に関する庶務は、知事公室および健康医療福祉部において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営その他に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年7月11日から施行する。

滋賀県新型インフルエンザ等対策に関する有識者会議 委員名簿

(任期：～令和8年7月10日)

所属	役職	氏名
京都大学防災研究所	教授	牧 紀男
国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所	応用疫学研究センター長	砂川 富正
びわこりハビリテーション専門職大学	学長	角野 文彦
一般社団法人滋賀県医師会	会長	高橋 健太郎
一般社団法人滋賀県病院協会	会長	三木 恒治
一般社団法人滋賀県薬剤師会	会長	木村 昌義
滋賀県医薬品卸協会	会長	森 康之
滋賀県保健所長会	甲賀保健所 所長	松原 峰生
大津市保健所	所長	中村 由紀子
滋賀弁護士会	さとやま法律事務所 弁護士	竹内 雅和
滋賀県市長会	草津市健康増進課 課長	井上 昌子
滋賀県町村会	豊郷町医療保険課 保健師	平松 祐子
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	副会長	谷口 郁美
滋賀県商工会議所連合会	専務理事	岡田 英基
滋賀県学校保健会	のむら小児科 院長	野村 康之

(敬称略)